

募集要領

1. 件名 令和5年度「えひめ・まつやま産業まつり」開催（企画、設営、運営等）業務委託

2. 概要および目的

本事業は、松山市をはじめとする愛媛県内の市町、商工団体、農林水産団体等の連携のもと、地域特産品の展示・即売、伝統工芸品の製造実演などによって、ふるさとの情報を広く発信するものである。また、愛媛県内の各種産業や伝統文化に対する県民・市民の理解と親しみを深め、「愛顔あふれる愛媛づくり」と松山市の産物・産品を知っていただき、県都松山市に人を招く機会をつくる「地産知招」の取り組みを城山公園において実施し、活力ある産業の発展につなげていくことを目的とし、民間の優れた創造力・技術力・経験及び実績やコスト意識等を活用し、複数の業者から企画提案を求めるものである。

3. 業務内容 仕様書のとおり

4. 履行期間 契約締結日から令和6年2月29日まで

5. 履行場所 松山市城山公園（やすらぎ広場、ふれあい広場）

6. 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

7. 提案限度価格 32,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
なお、提案限度価格を超える提案については無効とする。

8. 参加資格要件

本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申し立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申し立てをしている者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 当該委託業務に類似する業務を1年以上営んでいること。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれが

あるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。

(7) 愛媛県若しくは松山市の入札参加資格停止または入札参加制限の措置を受けている者でないこと。

9. 募集要領等の配布

- (1) 期 間 令和5年5月30日（火）から令和5年6月20日（火）まで
- (2) 場 所 松山市二番町四丁目7番地2 松山市役所 産業経済部 地域経済課
- (3) 方 法 配布場所で直接受け取る。又は松山市ホームページよりダウンロードすること。
ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>
*配布時間は9時～17時（土日、祝日を除く。）

10. 評価基準 評価基準書のとおり

11. 選考方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 委託事業者は、選考委員会の評価に基づき、えひめ・まつやま産業まつり実行委員会（以下、実行委員会という。）委員長が決定する。
- (3) 選考は、評価基準書に基づき提案書等、プレゼンテーション・ヒアリングの審査により行う。ただし、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行うことが困難である事態が生じたときは、オンラインでのプレゼンテーションまたは書面審査に変更する場合がある。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (6) 選考結果は、参加者すべてに通知する。
- (7) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

12. 選考委員会

選考委員会は実行委員会7名で構成する。

13. 募集要領に関する質問・回答・公表

- (1) 受付期間 令和5年5月30日（火）から令和5年6月20日（火）17時まで
- (2) 受付方法

別紙様式に基づき質問書に質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、電話・来庁・FAX・口頭等での質問は受け付けないものとする。

また、電子メールの件名を「(会社名) 産業まつり質問書」とし、電子メールを送信した後に、地域経済課まで送信した旨の電話をすること。

なお、質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受

け付けるものとする。

(3) 回答及び公表

質問者に令和5年6月21日（水）17時まで電子メールで回答するとともに、松山市ホームページで公表する。

ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

1 4. 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和5年6月22日（木）17時（必着）
- (2) 提出書類 「16. 提出書類 1～5」の書類を提出すること。
- (3) 提出場所 松山市二番町四丁目7番地2
松山市役所 産業経済部 地域経済課 担当：上田、織田、三好、高橋
- (4) 提出方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）
*持参の場合は9時～17時（土日、祝日を除く。）

1 5. 提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和5年6月30日（金）17時（必着）
- (2) 提出書類 「16. 提出書類 6～11」の書類を提出すること。
- (3) 提出部数 各15部（正本1部・副本14部）
- (4) 提出場所 松山市二番町四丁目7番地2
松山市役所 産業経済部 地域経済課 担当：上田、織田、三好、高橋
- (5) 提出方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）
*持参の場合は9時～17時（土日、祝日を除く）

1 6. 提出書類

次の書類を提出すること。なお、A4冊子にして提出すること。

ただし、公告日時点で愛媛県または松山市競争入札参加者資格を有している者は、番号2～5及び9～10の書類を不要とする。

番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加表明書（様式1）	印鑑は実印を押印すること。（法務局が証明する代表者の印鑑）ただし、公告日時点で愛媛県または松山市競争入札参加者資格を有している者は、愛媛県または松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
2	印鑑証明書（原本）	参加表明書を提出するために押印した実印の証明書。（発行後3ヶ月を超えないもの）
3	履歴事項全部証明書（原本）	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書。（発行後3ヶ月を超えないもの）
4	完納証明書（原本） 又は	次の証明書を添付すること。 （発行後3ヶ月を超えないもの） ア. 松山市で課税がある場合（松山市に本店・支店・

めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。この場合、パソコンは参加者が用意し、プロジェクター、スクリーン、コード類は松山市が用意するものとする。

プレゼンテーションは個別に行い、非公開とする。

18. スケジュール

(1) 実施手続きの開始・公表	令和5年5月30日(火)
(2) 募集要領等に関する質問の受付	令和5年5月30日(火)～令和5年6月20日(火)
(3) 募集要領等に関する質問の回答・公表	令和5年6月21日(水)
(4) 参加表明書の提出期限	令和5年6月22日(木)
(5) 応募業者数等の公表	令和5年6月23日(金)
(6) 提案書等の提出期限	令和5年6月30日(金)
(7) プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和5年7月5日(水)
(8) 特定・非特定結果の通知・公表	令和5年7月中旬(予定)
(9) 契約締結・公表	令和5年7月下旬(予定)

19. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- (8) コンソーシアム若しくは複数の業者による連合体で書類を提出した場合

20. 無効事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 「7 提案限度価格」を超えた見積額を提示した場合

21. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものはこの限りではない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 採用された提案書等の著作権は実行委員会に帰属する。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。

- (6) 提出された提案書等は、愛媛県及び松山市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (7) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 提出書類の記入において公告日時点で愛媛県または松山市競争入札参加者資格を有している者は、愛媛県または松山市に届け出ている使用印鑑を押印し、委任登録をしている場合は、受任者情報を記入すること。
- (9) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。
- (10) 特定結果の公表の際は、被特定者以外の参加者と評価結果が結びつかないように配慮する。ただし、参加者数が2者のみの場合はこの限りでない。

2.2. 事務局

えひめ・まつやま産業まつり実行委員会事務局

松山市役所 産業経済部 地域経済課 担当：上田、織田、三好、高橋

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 本館8階

TEL 089-948-6714 Fax 089-934-1844

E-mail:chiikikeizai@city.matsuyama.ehime.jp